

令和2年第3回北海道議会定例会 予算特別委員会（経済部審査） 開催状況
 （経済部経済企画局経済企画課、観光局、地域経済局中小企業課、労働政策局雇用労政課）

開催年月日 令和2年9月29日
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
 答弁者 経済部長、観光振興監、経済部次長兼経済企画局長、
 経済部次長（渡邊）、誘客担当局長、労働政策局長、
 経済企画課長、企画調整担当課長、
 観光局参事（佐々木）、雇用労政課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 新型コロナウイルス感染症対策等について （一）感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業について 1 支給実績について （菊地委員） 始めに新型コロナウイルス感染症対策等についてです。緊急対策の第2弾として、4月の臨時議会で議決された感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業については、第2回定例会でわが会派からは事業展開の遅れを指摘しましたが、現段階で各団体での支給実績がどのようになっているのか。 また、事業全体の助成金支給完了はいつごろと予定していたのか、合わせて伺います。</p> <p>2 事業の評価について （菊地委員） 8月31日時点での事業点検では、進捗状況はいずれの事業も計画通りとなっています。ホテルや旅館業、交通事業者は比較的順調のようですが、エンタメ事業の執行率はその時点で50%にも至っておらず、期間の延長、再募集を検討している状態でした。遅れていると見るべきで、計画通りの進捗とする根拠について伺います。</p> <p>3 今後の取り組みについて （菊地委員） わたくし、6月の経済常任委員会でもスピード感を持って取り組むことの必要性についてお尋ねしました。迅速な審査を経て円滑な助成金の支給に結びつくよう、またモデル的な事業として取り組みを進めていく、というふうなご答弁でした。円滑な助成金の支給</p>	<p>（観光局参事（佐々木）） 各団体の支給実績等についてでございますが、ホテル・旅館業につきましては、9月30日まで申請を受け付けているところであり、9月18日現在で、484件の申請があり、対象外を除く445件のうち375件、9,375万円を交付したところでございます。 バス・タクシー業につきましては、8月31日まで申請を受け付け、387件、9,675万円を交付したところでございまして、また、ライブ・エンタテインメント業につきましては、10月23日まで申請を受け付けているところであり、9月18日現在で、375件の申請があり、対象外を除く286件のうち、246件、6,150万円を交付したところでございます。 なお、いずれの団体におきましても感染拡大防止に向けたモデル事業として、迅速に取り組みを普及させていく必要があることから、それぞれの業界の実情に応じた申請期間を設け、取組の広がりや円滑な支給に努めてきたところでございます。</p> <p>（経済企画課長） ライブ・エンタテインメント事業の取組についてでございますが、本事業の実施主体である北海道ライブ・エンタテインメント連絡協議会におきましては、助成金の対象者を、ライブ・エンタテインメント事業の収入が全体の50パーセントを超える事業者とし、申請状況を見ながら、月ごとに募集期間の延長を行い、交付事務を進めたところでありまして、この対象者には、概ね助成金の申請をしていただけたとのことでありまして。 今後、さらに、業界における感染拡大防止の取組を広めるため、連絡協議会では、9月23日付けで、助成金の対象者を事業収入の割合が低くても恒常的にライブ・エンタテインメント事業を行っている事業者にも拡大し、10月23日まで申請を受け付けることとしたところでございます。 道といたしましては、引き続き、連絡協議会へ必要な助言や協力を行い、事業者における感染拡大防止の取組を促進してまいります。</p> <p>（誘客担当局長） 今後の取り組みについてでございますが、道では、これまで生活・文化や経済活動に欠かすことのできない施設等を安全・安心にご利用いただくため、各業界の実情を踏まえたガイドラインの策定と普及、個々の事業者における感染防止の取組に対し支援して</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>に結びつくよう、今後、どのように取り組むのかお伺いいたします。</p> <p>(菊地委員) 新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業運営、とりわけエンタメ業界では厳しいと、その支援が待たれていたところで、ぜひ、必要とされている方に支援が届くよう、引き続きの努力をお願いいたします。</p> <p>(二) 新たな生活スタイル対策等の中小企業支援について</p> <p>1 道内事業所の新たな生活スタイル定着への支援の必要性について</p> <p>(菊地委員) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、店舗や事業所にも、換気・手洗い・うがい・マスクなどの新たな生活スタイルの様々な対応が求められています。全国一長い自粛期間となった本道の事業者にとって、利用客の減少に加え、感染症拡大防止対策の消耗品費の経費に少なからぬ負担が生じ、経営は一層厳しさを増しています。こうした現状についての道の認識を改めてお伺いいたします。</p> <p>2 三密対策の取組について</p> <p>(菊地委員) 収束が見通せない中で、北海道はこれから冬を迎えます。新たに、暖房と換気の両立の難しさの中で、音漏れ・騒音対策をとっている店舗の換気対策への支援を求める要望が寄せられています。換気が難しくなる冬場を控えた三密対策支援の必要性について、伺います。</p> <p>3 他県の取組について</p> <p>(菊地委員) 全国の自治体では、三密回避対策として、経営の維持・発展を図る設備投資などに支援金を給付する自治体も増えてきています。例を挙げますと新潟県では、感染防止と社会経済活動の両立を図るため、設備整備にかかった経費について、1事業者当たり上限20万円を支給していますし、長崎県では、新しい生活様式対</p>	<p>きたところでございます。</p> <p>また、助成申請に係る審査・交付につきましては、オンラインやチェックリストによる手続きなど簡素で円滑な給付となるよう助言を行ってきたところであり、感染拡大防止のモデル的な取組が広がってきているものと認識しております。</p> <p>業界団体では、助成金の迅速な審査・交付に努め、必要に応じ申請期間の延長も検討しながら個別に申請を促すなど、数多くの事業者の方々が参画できるよう取り組んでいるところでございまして、道といたしましても、引き続き、業界団体と連携し道民の皆様への情報発信に努め、感染拡大の防止と社会経済活動の両立が図られるよう、取り組んでまいります。以上でございます。</p> <p>(渡邊経済部次長) 新北海道スタイルの浸透・定着についてでございますが、感染症による影響の収束が見通せない中、厳しい経営状況にある事業者の皆様が、社会経済活動を継続していくためには、感染リスクを低減させる、新しいビジネススタイルを取り入れていただくことが不可欠であり、具体的な感染拡大防止策である新北海道スタイルの実践を道民運動として推進していくことが重要と認識しております。</p> <p>このため、道では、感染拡大防止と事業継続に取り組む事業者の皆様に対して、需要の喚起や経営の安定に向けた支援に取り組んできたところでございます。</p> <p>(企画調整担当課長) 事業者の感染防止対策についてであります。道では、三密対策としまして、室内の空気を循環させるサーキュレーターの活用による換気の徹底や、換気タイムの設定など、感染防止対策に積極的に取り組んでいる事業者の取組を広くPRしているところでございます。</p> <p>冬場を迎え、暖房と換気の両立など工夫が求められる中で、今後も、事業者の皆様が実践している、三密対策をはじめとしました感染拡大防止の効果的な取組の紹介などを通じまして、事業者の皆様が実効的な感染防止対策を実践していただけるよう、努めてまいります。</p> <p>(企画調整担当課長) 事業者に対する支援についてでございますが、新潟県や長崎県など、各自治体におきましては、それぞれの地域の実情などを踏まえ、様々な取組を実施しているものと認識しております。</p> <p>道においても、新北海道スタイルの実践を要件とした「経営持続化臨時特別支援金」を創設したほか、感</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>応支援金補助金が歓迎されています。道は、休業協力・感染リスク低減支援金の申請を受け付け、新北海道スタイルに取り組む事業者にステッカーを貼るよう推奨していますが、他県のこうした取り組みをどのように把握し、評価しているのか伺います。</p> <p>4 厳寒期に向けた新たな生活様式への支援について (菊地委員)</p> <p>感染拡大防止ガイドライン策定普及モデルでは、観光、交通、エンタメ業界は助成金の対象となっていますが、スナックやバー、エステなど幅広い業種が個別の支援はありません。北海道の厳冬期を迎え、音漏れがしないような施設で経営する店舗では、換気機能付きエアコンなどに対する、飲食の個人事業者からもこうしたものに対する助成の要望が寄せられました。新しい生活様式に対応しながら営業を続けたいという事業者への支援として、家賃やカラオケ使用料などの固定費支援とともに、営業継続を後押しする冬場の新北海道スタイルの定着に向けて支援に取り組むことを求めますが、いかがか伺います。</p> <p>(菊地委員)</p> <p>具体的な例示をいただき、営業への後押しとして大変力強い答弁だったと思います。引き続きご支援をお願いいたします。</p> <p>5 暖房費の支援について (菊地委員)</p> <p>暖房費の支援についても伺います。厳寒期に向かい、換気をしながら暖房することになりますが、暖房費が経営に大きな負担となります。経営体力の弱い事業者への暖房費を支援してほしいという声も上がっていますが、経営継続支援として検討を求めていると思いますが、いかがか伺います。</p> <p>【指摘】 (菊地委員)</p> <p>暖房費の支援については、是非検討していただきたいというふうに指摘しておきます。</p> <p>6 フリーランスへの支援について (菊地委員)</p> <p>エステ、整体、販売など、場所を借りて営業する個人事業主は、道の経営持続化臨時特別支援事業の対象となるために必要とされた看板やホームページ、チラシなどが無い場合が多い。また、室内・外観の写真添付が必要とされていますが、オーナーの許可が得られないためあきらめざるを得ないという声も寄せられています。</p> <p>歩合制で、雑所得として申告している例もあり、そのため、申請自体を断念したという声もあります。せっかくの支援事業も、手続きが煩雑だったり、実態に合っていなかったり、休業に協力しながらも、制度を効果的に活用できなかったと聞きます。収束が見通</p>	<p>染症対策や新しい営業形態に取り組む事業者に対しまして、国の制度と連携した、設備・備品の導入支援を行うなど、感染拡大防止と事業継続に取り組んでいる事業者の皆様を支援しているところでございます。</p> <p>(企画調整担当課長)</p> <p>新北海道スタイルの定着に向けた支援についてでございますが、道では、事業者の皆様、新北海道スタイルを実践していただくため、周知・普及の取組はもとより、設備・備品の導入支援や、経営指導・助言の強化に向けた専門家派遣などの支援策を講じているところでございます。</p> <p>道といたしましては、引き続き、事業者の皆様に対しまして、販売向上のための店舗改装とあわせて行う換気設備の導入なども補助対象とする、小規模事業者持続化補助金の活用を促すとともに、需要の喚起や経営の安定に向けた伴走型の支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>(企画調整担当課長)</p> <p>事業継続に向けた支援についてでございますが、今後、感染リスクを低減させながら、社会経済活動を行っていくためには、事業者の皆様、具体的な感染拡大防止策である新北海道スタイルを実践していただくことが重要と認識しております。</p> <p>このため、道では、ワンストップ相談窓口の開設や無利子融資制度の創設、さらには、設備・備品の導入支援などを通じまして、事業者の皆様を支援してきたところでございます。</p> <p>今後も、こうした支援策の活用を促すなど、感染拡大防止と事業継続に懸命に取り組む事業者の皆様の声をお伺いしながら、支援に努めてまいりたいと考えてございます。</p> <p>(経済企画課長)</p> <p>個人事業者への支援についてでございますが、道では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大変厳しい経営状況にある個人事業者の皆様に対しまして、足下の事業継続などに向けた各種支援策を実施してきております。</p> <p>経営持続化臨時特別支援事業につきましては、国の持続化給付金への上乗せ支援を行うにあたりまして、雑所得や給与所得で確定申告された個人事業者を対象に加えたほか、業種・業態の確認におきましては、写真以外でもブログなど営業の様子が分かる資料を広く対象といたしまして、幅広い事業者の皆様への支援に努めてきたところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>せない中、年末を控え、こうした業種にも、三密対策としても、減収対策としても、今後、追加で支援事業が必要と考えますがいかがでしょうか。</p> <p>7 幅広い業種に対する経営継続に向けた支援について (菊地委員)</p> <p>持続化給付金の申請には減収が5割という厳しい基準がついています。そこまでの減収状況にない建築業者が、仕事が減る冬場や資金需要が増える年末に向けて、経営を継続できるのか、厳しい局面になっています。また、イベントの中止が続き、弁当、貸布団、表彰グッズなど幅広い業種に影響が出ています。同様に収束が見通せない中で、年末を控え、幅広い業種に対しても経営継続に向けた持続化給付金並みの支援が必要ではないかと考えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。</p> <p>【指摘】 (菊地委員)</p> <p>様々な支援事業があるんですけれども、早い者勝ちとかいろいろな制度の混乱がありまして、若干の交通整理が必要ではないかなというふうに思っているところです。そこを指摘しておきます。</p> <p>8 家賃支援給付金について (菊地委員)</p> <p>この申請書類が煩雑で申請できずに諦めている事業者もあり、また、収束が見通せない中、さらに継続してほしいなどの声が広がっています。家賃支援給付金の申請の拡充、延長について道としてどのように取り組むのか、お伺いいたします。</p>	<p>本道経済は、緊急事態宣言解除後の6月以降は、回復の兆しが見られますものの、依然、感染症の影響の収束は見通せませんので、道といたしましては、本庁と14振興局内に設置いたしました各種支援制度の活用に向けたワンストップ相談窓口も活用いたしまして、引き続き国の持続化給付金や家賃支援給付金などの支援制度の活用を促すとともに、この秋以降は無利子融資や観光産業の需要喚起を強化するなど、切れ目ない対策に努めて、きめ細やかに支援を行ってまいります。</p> <p>(経済部次長兼経済企画局長)</p> <p>事業継続に向けた支援についてでございますが、国の持続化給付金につきましては、本年末までの間で、前年同月に比べ、1ヶ月でも売上が半減した事業者を対象とし、全国的な感染症の再拡大の影響や、季節的な要因により、この冬に向け売上が減少する事業者にも対応する制度となっております。道といたしましては、こうした制度の活用促進に加えまして、感染症の収束が見通せない中で、今後も幅広い事業者の経営状況が悪化する懸念もありますことから、全国知事会を通じまして、国に対し、給付金の要件緩和や拡充の要望を行っているところでございます。</p> <p>また、需要喚起の観点では、国のGo Toキャンペーンにおきまして、観光に加えて、今後は、飲食、商店街、イベントと、段階的に対象が拡充される予定になっておりまして、道といたしましても、どうみん割、プレミアム商品券、スタンプラリーなど支援の拡充に努めているところでございます。</p> <p>また、こうした支援制度に加えまして、年末に向けての資金需要に対応するため、無利子融資制度を拡充するなど、引き続き事業者の事業継続を支援してまいります。</p> <p>(経済部次長兼経済企画局長)</p> <p>家賃支援給付金についてでございますが、国では、本年5月から12月までの間で、感染症の影響で、売上が大幅に減少した事業者を対象に、家賃の最大2/3を支援する家賃支援給付金を創設し、固定費の負担軽減を支援しておりまして、道としても、この家賃支援給付金の活用を促進するため、給付金の周知に努めるとともに、申請者の負担を軽減するため、ワンストップ相談窓口を本庁と14振興局内に設置するなどの取組を進めているところでございます。</p> <p>また、道では、全国知事会を通じまして、家賃支援給付金の申請手続きの簡素化や、早期給付などの要望を行いますとともに、国や道における事業者の事業継続や雇用維持に関する各種支援など、様々な支援施策の周知と活用促進に努めまして、厳しい経営状況に直面する事業者の皆様を支援してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>9 コロナ関係の融資の利子補給について (菊地委員) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する融資・貸付についてですが、3年間の実質無利子となっています。しかし、この先、なかなかコロナの収束の見通せない中では、コロナ関係の融資・貸付には、終了返済まで無利子とするなどの措置が必要ではないかという声も広まっています。厳しい状況の道内事業者に対し、道として事業継続をどう支援していくのか。最後に部長に見解をお伺いいたします。</p> <p>(菊地委員) 道内経済を支える中小企業への引き続き切れ目のない支援に力を入れていただくよう要請します。</p> <p>(三) 雇用対策について 1 解雇・雇い止めの現状について (菊地委員) 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大に関する解雇や雇い止めが9月18日時点で見込みも含めて5万9,673人になったと明らかにしました。本道の状況を伺うとともに、全国順位も併せてお示し申し上げます。</p> <p>2 解雇・雇い止めの本道における要因について (菊地委員) 本道が全国4番目に解雇・雇い止めが多いという結果ですが、道は全国的に高い要因がどこにあると認識されているかお伺いいたします。</p> <p>3 解雇・雇い止め対策について (菊地委員) コロナ禍の影響が長期化する中で、労働者の解雇・雇い止めに止めていく施策が求められますが、道はどう対応していくべきと認識しているのかお伺いいたします。</p> <p>4 雇用維持に向けた働きかけについて (菊地委員) 従業員に休業手当を支払う事業主を支援することを目的とした雇用調整助成金ですが、使用者が雇用調整</p>	<p>(経済部長) 無利子融資制度についてであります。道では、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に対しまして、国の経済対策も活用しながら、本年5月に無利子融資制度を創設し、この無利子の期間につきましては、国と同様、3年間と設定したところです。</p> <p>現在、感染症の先行きを見通すことが難しく、そうした中で、中小・小規模企業の今後の事業活動の維持・継続が図られますよう、道といたしましては、引き続き、金融機関や商工団体とも密接に連携し、本制度を含めました円滑な資金繰り支援や事業を活性化するための専門家の派遣、販路開拓や設備導入支援などに取り組みますとともに、今後の動向を見極めながら、中小・小規模企業の事業継続と経営体質の強化、こういうことについて、今までの取組を含めまして適時適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>(雇用労政課長) 解雇・雇い止めなどの状況についてでございますが、厚生労働省の発表によりますと、2月14日以降、直近の9月18日までの累計では、感染症に起因し、ハローワークなどに解雇や雇い止めの予定があるものとして相談があった労働者数は、全道で2,412人となっております。</p> <p>また、全国順位については、東京、大阪、愛知に次いで、4番目に多くなっているところでございます。</p> <p>(雇用労政課長) 解雇等が多い要因についてでございますが、本道で働く事業者の方は、本年4－6月期で262万人と、全国で8番目に多くなっていること、また、本道は全国に比べ、観光や飲食、サービスなど、第三次産業の比率が高く、従事する労働者も多くなっておりますが、感染症拡大の影響により、インバウンドが減少するなど、非常に厳しい状況が続いていることが要因として考えられるところでございます。</p> <p>(労働政策局長) 道の対応についてでございますが、道内経済が感染症の長期化によりまして、大きな影響を受ける中、雇用情勢は厳しい状況にあり、道では、事業者の事業継続の支援とともに、雇用の維持に向けては、雇用調整助成金など各種支援策の活用や、労働相談ホットラインにおいて、労使からの相談に対して丁寧に対応していくことが必要と考えております。</p> <p>引き続き、雇用情勢の変化を適時、的確に把握しながら、必要な取組を進めていく考えでございます。</p> <p>(労働政策局長) 雇用維持の働きかけについてでございますが、道では、経済団体を通じまして雇用調整助成金の積極的な</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>助成金を使わずに労働者の解雇や雇い止めが行われている実態があると労働相談が寄せられています。行政が適切に雇用を維持するよう働きかけを強めるべきと考えますが、いかがか伺います。</p> <p>5 申請件数について (菊池委員) 雇用調整助成金ですね、事業主の協力が得られない場合には、個人でも申請を受け付けることに制度改善が行われて、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」が創設されました。個人申請の件数はどのように推移しているのか伺います。</p> <p>6 制度の周知啓発について (菊池委員) 個人申請できることの周知が不足していると思われる。正社員だけでなく、パート・アルバイト等の非正規労働者も申請できますが、制度そのものが知られていないことも大きいのではないのでしょうか。 道としても制度の周知啓発に取り組むとともに、申請相談の強化を国と連携して道としても取り組むべきではないでしょうか伺います。</p> <p>7 制度の活用促進等について (菊池委員) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金についても伺います。この制度も事業主が申請意思を示さなければ利用できませんが、事業主の財政負担がないにもかかわらず、企業が申請しないと決めてしまえば、制度自体は活用されません。 制度の活用を企業側に働き掛けるとともに、休業支援金・給付金と同様に個人申請も可能となるよう国に求めるべきではないでしょうか、伺います。</p> <p>8 今後の道の対応について (菊池委員) 新型コロナウイルス感染症対策は、少しずつ改善されつつあります。しかし、せっかく制度化されたとしても十分に活用できていない現実がある限り、是正を道として求めていくことは当然だと考えます。 道は国に対する新型コロナウイルス感染症への対応に関する雇用関係の要望を5月を最後に行っていない</p>	<p>活用や従業員の安易な解雇や雇い止めを行わないことについて、事業者に対し繰り返し要請をしまいいりました。</p> <p>また、本庁と振興局にサポート窓口を設置し、雇用調整助成金の申請書作成を支援しているほか、労働相談ホットラインにおいて、労使双方からの雇用に関するさまざまな相談に対しまして、雇用調整助成金や生活支援などの支援策を情報提供するとともに、相談内容に応じまして、国の特別労働相談窓口や労使紛争をあっせんする労働委員会を紹介するなど、引き続き、国と連携して、働く方々の雇用の維持に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(雇用労政課長) 「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」についてでございますが 北海道労働局によりますと、7月7日の事業開始以降、この個人に対する支援金・給付金の支給申請件数は、7月28日時点で544件、支給決定件数は60件、8月31日時点で支給申請件数が4,550件、支給決定件数が3,130件、9月23日時点で、支給申請件数が8,698件、支給決定件数が6,608件、となっているところでございます。</p> <p>(労働政策局長) 休業支援金・給付金の周知についてでございますが、本制度が開始されて以降、道では、事業主体である国と連携を図りながら、経済団体や業界団体をはじめ、市町村や労働組合、金融機関、道立病院、道内大学などへの周知に努めますとともに、休業支援金・給付金を含めた国や道の支援策をまとめたリーフレットを道のホームページに掲載をしているところでございます。</p> <p>このほか、賃金など労働条件に関する労働者の方々からの相談等に対応する「労働相談ホットライン」においても、相談者に対しまして、情報提供を行っているところでございます。</p> <p>今後とも、本制度の活用状況などを注視しながら必要な対応を行ってまいります考えであります。</p> <p>(雇用労政課長) 小学校の休業などへの対応についてでございますが、道では、国とともに、経済団体を通じ、子どもの世話をする労働者の方々が、安心して休むことができるよう、有給の休暇制度の導入を要請するとともに、感染症の影響により、小学校等が臨時休業した際に利用できる、助成金・支援金を活用していただけるよう、事業者に対して、周知を図ってきたところであり、感染症の拡大状況を注視しながら引き続き、道のホームページなどを通じて活用を促してまいります。</p> <p>(経済部長) 国への要望についてであります。道では、感染症が拡大する中、これまで、道単独あるいは全国知事会と連携し、経済・雇用対策など感染症の影響への対応につきまして、繰り返し、国に要望を行ってきたところでございます。</p> <p>道では、今後とも、地域の経済・雇用情勢を的確に</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>と承知していますが、とりわけ深刻な雇用情勢である本道において、制度改善等求めていくことは今回質問した事柄以外にも多々あると考えます。道民の苦難に寄り添い、実態を国に届けていくべきではないのか伺います。</p> <p>私は北海道の雇用状況は、大変深刻だというふうに思っています。全国知事会の中で要請していくことと別にですね、北海道としても独自に、この国への要請というのはぜひ強めなければいけないというふうに考えておまして、このところだけ知事に直接お伺いしたいと思いますので、委員長についてはお取り計らいをお願いいたします。</p>	<p>把握し、経済団体や企業等からの要望もお聞きしながら、年末まで延長された雇用調整助成金の特例について、来年以降も柔軟に対応することや緊急雇用創出事業の創設など、必要な対策の充実・強化について、国に求めてまいります。</p>